

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0120010	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法第39条 道路交通法施行令第13条	道路交通法施行令第13条第1項各号に掲げられている自動車については、都道府県公安委員会は、その自動車を使用する者の申請に基づき当該自動車を緊急自動車として指定するものとする。		癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車、緊急自動車として指定する。	死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅で終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、昨今は緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する頃は、患者の搬送から危険となっている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師が少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。 本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。	A	II	在宅の終末期の傷病者については、癌性疼痛、呼吸困難等の症状が出現した際には、医療機関に搬送して治療を行うことは患者と適当でなく、早急に緩和医療を行う必要があることから、医師が緊急に訪問診療を行っているものと理解している。このような終末期の傷病者に対する在宅医療については、地域密着型の医療体制が整備されるべきものであるが、緩和医療専門の医師が不足している地域においては、特定の医師が長距離の訪問診療を行っている現状があるため、緊急の訪問診療において緊急走行を必要とする場合が生じているものと認められる。 一方で、緊急自動車は道路交通法の特例を認めるものであり、御提案のような自動車を緊急自動車の対象とすることは、交通の安全と円滑を図る上での支障となり得る。また、制度改正の検討に当たっては、医療制度等に知見を有する関係省庁等の協力が不可欠である。 このため、当該自動車についての安全運転管理が十分に行われること及び検討に当たって関係省庁の協力が得られ、特区制度として法制的整理がつくことを条件として、必要性が認められる地域において、御提案のような自動車を道路交通法施行令第13条第1項に規定する緊急自動車の対象とすることができるよう、特区として対応したい。	1010010	医療法人陽気会在宅ホスピスとらの木	栃木県	警察庁 厚生労働省 国土交通省	
0120020	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用される火縄銃について、現状製作されている火縄銃を使用できるように関係法令の一部改定	銃砲刀剣所持等取締法第4条第1項第6号、第14条	銃砲刀剣所持等取締法では、銃砲の所持について、一定の場合を除き、原則としてこれを禁止しているが、火縄銃銃等の古式銃砲(以下「古式銃砲」という。)については、美術品又は古道具として価値のあるものとして都道府県教育委員会の登録を受けたものや、演劇、舞踊その他の芸能の公演で所持することが中心が心を惜まないで認められるもの用途に供するため、都道府県公安委員会の所持許可を受けたものについては、所持することが認められている。伝統行事等において古式銃砲の複製を用いる場合についても、所持許可を要する「演劇、舞踊その他の芸能の公演」に該当する。なお、実際に登録や所持許可を受けることができるか否かについては、個別の判断を要する。		現状の銃砲刀剣所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのペルソリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町の祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省) 鹿児島県庁の「鹿児島における多自然居住整備計画に関する調査」が実施され、その一環として行われた。「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を担った委託された地域交流センターのスタッフである水田に長(当時、現(社)東洋自然研究センター研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、銃砲伝来の地であることを活かした地域活性化策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。 南種子町は銃砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少に伴って経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が望める。 南種子町で銃砲伝来の祭礼等を行う際は、祭礼の保存等の意義を踏まえ古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っていないもの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きいと見られる。 古式銃は製造された後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存等に利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。 古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣所持等取締法等一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことの実現を促すことしたい。	C		現行制度では、伝統行事等において古式銃砲の複製を用いる場合、所持許可を得る必要があるが、当該許可については、個別の判断を要することから、特区を設けることにより、個別の判断なし一律に所持できることとするはできない。 さらに、昨年10月に長崎県佐世市で発生した散弾銃使用傷害事件以後、銃砲規制の厳格化を求める世論の高まりを受け、当庁において、銃砲規制の厳格化を図るべく、銃砲刀剣所持等取締法の改正作業を進めていることにかんがみても、かかる手続を緩和することは認められない。	1013010	種子島U・1ターミナルセンター	鹿児島県	警察庁 文部科学省	
0120030	風俗営業法における「接待」に関する解釈基準の緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。) 第2条第1項第2号、第3条第1項、第3条第3号、(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について)(平成18年4月24日付警察庁西生理発第1号。以下「解釈運用基準」という。) 第4	設備を設けて客の接待をして客に酒類又は飲食をさせる営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。営業時間等の制限を受けることとなる。一方、接待行為がなければ、公安委員会への届出のみで、客においても酒類提供飲食店営業を営むことができる。解釈運用基準において、「接待」は、「飲料的雰囲気を出し出す方法により客をもてなすこと」と定義され、その判断基準について、「接客・お誘い等」であれば、「特定少数の客の近くにはべり、継続して、飲みの相手となり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。これに對して、お酌をしたり水割りをするが連やがにその場を立ち去る客、客の飲で待機し、又はカウンターで単一客の注文に応じたり酒類を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。」とされている。		深夜における酒類提供飲食店営業の届出により営業しているカラオケスナックについて、テーブル席で客にお酒を注ぐ(酌をする)行為が、実態として風俗営業法上の「接待」に当たると解釈されているため、客へのサービスができなかったり、深夜営業時に接客を受けるといった営業上の支障をきたしていることから、風俗営業法上の「接待」に関する解釈の基準を緩和したい。	風俗営業法上、営業所の所在地を所轄する警察署に届出をすることにより、深夜であっても客に酒類を提供することができます。 一方、客の「接待」をする場合には、風俗法上の許可を得れば営業することができますが、この場合深夜営業時(条例で定める範囲内)限り午前一時)の営業しかできないことになっています。 客がお酒を飲みながら、歌を歌い楽しむことを目的としている飲食店(カラオケスナック)では、そのほとんどが深夜酒類提供飲食店の届出により営業をしていますが、所轄の警察署からは、営業店内のカウンター越しにいる客にお酒を注ぐ(酌をする)行為は風俗法上の「接待」には当たらず、テーブルを挟んで酌をする行為は「接待」に当たるとし、風俗法上の許可が必要であるという指導を受けています。 カラオケスナックという営業の性質上、客に対してテーブルを飲んで酌をするというサービスは非常に重要なことであり、それを望んで訪れる客も少なくない中で、風俗法上の許可を得ることになれば、営業時間が制限されることとなります。 また、風俗法上の「接待」の解釈についての基準とその根拠となる考え方が不明確なため、営業に支障を及ぼしています。 そこで、カラオケスナックでの営業については、カウンター前での接客と同様、テーブル前での接客についても、風俗法上の「接待」には当たらないとして解釈の基準を緩和していただければ、日本人の習慣・道徳にあったお酒を飲む場として、ひずみのない営業が可能になると思います。	C		接待とは、「飲料的雰囲気を出し出す方法により客をもてなすこと」というが、この意味するところは、特定の客又は客のグループに對して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為を行うことである。「テーブルを挟んで酌をする行為」は、単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度のサービス行為であり、代表的な接待行為の一つである。「テーブルを挟んで酌をする行為」を接待に当たらないとすることは、接待飲食等営業を許可しからしめることにより、善良の風俗と正常な風俗環境を保持しようとする立法趣意を大きく損なう可能性があることから、これを認めることはできない。	1023010	個人	東京都	警察庁	

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0120040	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和	当庁の所管法令ではない。			東京の都心部に拠点を置く海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。	日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を増やす必要があることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争強化プラン」でも謳われているところである。 東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと競合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験がありますが、これらの都市と比べると東京は、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留資格を維持することが極めて困難なという問題が存在します。 現状では、家事使用人の雇用者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高幹部のみです。このため、高度な金融技能を備えていながら、東京での勤務を諦めるを得ないケースもあります。 当協会が、昨年12月に委員会を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くみられ、経営幹部であっても事業所の員にすぎないケースや、本人の却下を抱えていても却下されたケースもありました。 当協会は、会員数社の多くが、内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」に記載された2つの区域（「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状二号线新橋周辺・有楽町六本木地域」）およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に際して、雇用者たる外国人の要件緩和を要望します。 (注)別紙事業内容書あり。	(-)	(-)	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については、原則として受け入れを認めていない。外国人労働者の受け入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	1036010	国際銀行協会	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120050	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	当庁の所管法令ではない。			外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもつて在留する。②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において13歳未満の子又は孫等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都以外の特定の地域（新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域）内に所在する事業所に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービス業に従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。	左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用者に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。 (1) 事業の必要性 a. 外国人家事使用人の重要性 b. 雇用者の在留資格の要件（左記①）の不合理性 c. 雇用者の地位の要件（左記②）の不合理性 d. 雇用者の家族構成の要件（左記③）の不合理性 e. 統合国においては左記①～③のような制限はない f. 本事業は出入国管理本部や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである g. 本事業に実質的効果をもたらすためには左記地域における規制緩和が必要である (2) 事業の許容性 a. 雇用者の職定により費用対効果が高い一方、入国政策に与える影響は軽微である b. 雇用者を金融関連サービス業に従事する者に限ることから、難民発生の可能性は低い c. 雇用者の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である (詳細は別紙事業内容書とあり)	(-)	(-)	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野の外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については、原則として受け入れを認めていない。外国人労働者の受け入れについては、国民のコンセンサスを踏まえつつ、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	1037010	在日米商工会議所	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120060	大型車進入規制区域の通行申請手続の簡素化（電子化）について	道路交法第9条 道路交法施行令第6条 道路交法施行規則第5条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条	都道府県の警察機関に係る申請、届出等のオンライン化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会等が定める国家公安委員会規則（平成15年3月28日付け、国家公安委員会規則第6号）第5条において、都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長）に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされている。	大型車進入禁止規制区域において、通行許可を所管の警察署に申請する場合、電子申請により手続の簡素化・迅速化を進めていただきたい。	現状では申請のため管轄の警察署に向く必要があるが、大型車進入規制区域であったり、駐車場が確保できないなど、多岐にわたる理由を挙げている。加えて許可の取得に2-3週間かかる場合もあり、迅速な物流対応もできない。若手層など一部の県においては電子申請が認められていることだが、導入の意欲がない県もあり（例：千葉県）必ずしも普及は進んでいないのが実情である。全国の都道府県において電子申請が可能となるよう、採用を働きかけていただきたい。	D		現行制度上、都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視総監、道府県警察本部長又は警察署長）に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされており、通行許可の電子申請についても、各都道府県の実情に応じて随時導入が図られていると承知している。	1045020	石油化学工業協会	東京都	警察庁		
0120070	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。			資本金1億円以上の成長事業を展開する本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人親の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設けている。これら企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業は外国人経営者や社員は当該地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当該地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が、親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に追加することを求めるもの。	(-)	(-)	移民を含む外国人の受け入れに関しては、在留管理、雇用、教育、社会保険等の各制度がそのために十分整備され、また、国民のコンセンサスが確保されていることが必要と認識している。当庁としては、治安に与える様々な影響について慎重に検討する必要があることから、御提案を認めることは妥当ではないと考える。	1046060	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0120080	世界に認められる、21世紀のパソコンビジネスモデル。パチンコ営業店内に「賞玉・賞メダル返却所を設置」	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」といふ。)	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。		パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等が買収することが出来るシステム。このシステムの下で、日本に於ける海外観光客が年々増加している中で、(国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に834万人であった)、世界の人々に、日本で生まれたパチンコ文化を紹介するが、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする最要課題であると考えます。「パチンコは平和産業である。」(ミナハル・ゴルフパチンコフロンティア連大誌の弁)このパチンコ産業を日本だけでなく世界に広げたい。ハイテク電子部品先端技術等の製品製造技術と雇用促進、納税等の社会貢献が期待される娯楽産業が、世界中に認められる、新しいパソコンビジネスモデルへと発展する事が出来るのであります。	パチンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、全国で毎日のように絶えず発生している現実を鑑み、再度ご提案をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、執行がしかりしたパチンコ営業店内で「賞玉・賞メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るために早急に採用される必要があると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「賞玉・賞メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買収することが出来るシステム。このシステムの下で、日本に於ける海外観光客が年々増加している中で、(国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に834万人であった)、世界の人々に、日本で生まれたパチンコ文化を紹介するが、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする最要課題であると考えます。「パチンコは平和産業である。」(ミナハル・ゴルフパチンコフロンティア連大誌の弁)このパチンコ産業を日本だけでなく世界に広げたい。ハイテク電子部品先端技術等の製品製造技術と雇用促進、納税等の社会貢献が期待される娯楽産業が、世界中に認められる、新しいパソコンビジネスモデルへと発展する事が出来るのであります。	C		ばちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ばちんこ営業に關して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射率心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	1048010	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120090	世界に認められる、21世紀のパソコン営業店に「賞玉・賞メダル」の最高限度額を提案する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」といふ。)	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金をとしてばちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、同式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。		「賞玉・賞メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の賞玉、玉一個につき4円、賞メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「賞玉・賞メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。	内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」と答えている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋224万人、札幌189万人)、一人当たりの市所得(名古屋324万円、札幌270万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.56倍)という数値にも表れており、データからも地域差は当然ありうるのであります。現在のパチンコの賞玉金額(昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に39年間も変更しなされておらず、パチンコファンからは、賞玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は適協(協)認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を禁止して立入ることを禁止している等、戦後60年に渡り国民の誰もが認める、適度な射率性を保った最大の大衆娯楽産業であります。例えば競馬、競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることと違って、国民の大衆娯楽であるパチンコ産業に付加、遊技料金を付しているとも言うべきではないのであります。それ故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「賞玉・賞メダル料金」賞玉にあっては1円から5円、賞メダルにあっては上限25円を金額の中から、お客様の選択肢に合わせた新しい遊技料金を行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した最良の選択肢であるため、今回の提案をさせて頂きます。	C	本件は、ばちんこ遊技機に係る玉及び同形式遊技機に係るメダルの準備の上限を引き上げることと関連するものと認識しているが、ばちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく客の射率心をそそるおそれが生じるとともに、引上げの程度によっては、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	1048020	株式会社 玉越	愛知県	警察庁		
0120100	クーポン型ふるさと活性化Project	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」といふ。)	ゲームセンター営業は、スロットマシン、テレビゲーム機等の遊技設備により客に遊技させる営業であるが、ゲーム機維持費や少年非行の温床となるといった問題が生じていることから、その健全化と業務の適正化を図ることを目的に、ゲームセンター営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、遊技の結果に応じて賞品を提供すること等を禁止している。		ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業を営む者は、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。とされているが、認定された特区内において、当該地方公共団体と連携してNPO法人が地域通貨を発行、流通を行う場合には、特区内のゲームセンター等で得たコインは、一定の基準で当該地域通貨と交換できるよ	地域通貨事業については近年多くの取り組みが行われているが、利用者の参加数が少ないという課題があると考えます。そこで、新しい地域通貨事業のモデルとして、特区内のホッパル等福祉施設の中にあるゲームセンターと連携したプロジェクトを展開する。具体的には、特区内に地方公共団体、NPO法人、商店街、ホッパル等からなる協議会を設置し、当該協議会の参加者が営業しているゲームセンター内に限り、ゲームで得たコインを一定数で特区内の参加施設等で使える地域通貨と交換できることとする。これにより、防犯対策がエターゲイメント施設で遊び、さらにゲームで得た地域通貨も特区内で使われることとなり、特区内で地域通貨の流通がでかに行われ、特区内での観光客、地元住民の消費拡大、経済効果が期待できる。ただし、未成年者の利用は終日禁止とし、営業時間等は現行の規制を遵守することとする。	C	提案内容に記載されている「地域通貨」がどのようなものか判断としないが、現金又は有価証券に該当するものと推定される。ゲームセンター営業では、客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、遊技の結果に応じて賞品を提供することを禁止していること、限定された地域内(いさども「地域通貨」を賞品として提供することは、射率心を著しくそそるとともに、当該行為が賭博罪に当たるおそれがあることから、認められない。	1048030	個人	東京都	警察庁		